

英國の EU 離脱後においても 日英間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みは維持

令和 2 年 1 月 31 日

本年 2 月 1 日（英國時間 1 月 31 日）に英國は欧州連合（EU）を離脱予定です。

従来から、当委員会より情報提供しています通り、当委員会は、EUに対して行った個人情報保護法第 24 条に基づく指定を、離脱後においても英國に対して継続することとしており、昨年 3 月に行った告示（別添）の適用日を 2 月 1 日とする告示を本日行いました。

（注）十分性認定に基づいて EU から日本に移転される個人データに適用される EU 補完的ルール（平成 31 年 1 月 23 日に適用開始）については、英國の離脱の日から、英國から日本に移転される個人データにも適用されます。

また、英國側においては、移行期間中（令和 2 年 12 月 31 日まで）は、EUが日本に対して行った十分性認定の効果が英國離脱後においても維持されます。また、移行期間終了後についても、英國は、日本に対する十分性認定の効果を維持するための関連法令の手続きを完了しています。

これらにより、英國の離脱後においても、日英間の円滑な個人データ移転が確保されます。

（参考）英 EU 間の個人データの移転については、移行期間中（同上）においては、これまで通り円滑な個人データの移転が可能であり、移行期間終了後の取扱いについては、今後、英 EU 間において十分性認定の協議が行われることとされています。当委員会としては、我が国の企業にとって、円滑な個人データの移転に支障を来すことのないよう、引き続き情報収集及び情報提供に努めてまいります。

【別添資料】

別添：「平成 31 年個人情報保護委員会告示第 5 号」

参考リンク（当委員会ホームページ）

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_200128/

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課
氏名 木澤、山田
電話：03-6457-9752

平成31年個人情報保護委員会告示第5号

1 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成三十一年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三項第一号中「欧州理事会規則」の下に「（二千十八年欧州連合離脱法によって英国法となる一般データ保護規則を含む）」を加える。

2 個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成三十年個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

「EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して」を「EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して」に改める。

凡例中「G D P R」の次に次のように加える。

「英國G D P R」個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する2016年4月27日欧州議会及び欧州理事会規則（英國一般データ保護規則）（REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (United Kingdom General Data Protection Regulation)）

凡例中「決定」の下に「及び英國においてこれに相当する決定」を加える。

前文中「」と認められるの下に「。なお、本ルールは、EUから英國が離脱した後、英國域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについても同様に対象とする」を加える。

（1）中「G D P R」の下に「及び英國G D P Rそれぞれ」を加え、（1）から（5）まで中「EU」の下に「又は英國」を加える。

3 この告示は、別に告示で定める日から施行する。